

2024年12月6日

当社の札幌支店における整備不正に関する行政処分について

北海道日野自動車株式会社
代表取締役社長 平井 孝

北海道日野自動車株式会社（以下 北海道日野）札幌支店において、自動車特定整備事業及び指定自動車整備事業について道路運送車両法に違反する事実があり、弊社より関係官庁へ報告いたしました所、本日、北海道運輸局長より行政処分を受領いたしました。

お客様の安全と、信頼を損なうこととなりましたことを、重く受け止めております。お客様ならびにお取引先の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分事由

(1) 内容

- ・ 中型車及び一部大型車に関し、ホイールシリンダーオーバーホールの作業指示があるにも関わらず、当該作業を実施せず、作業指示書及び指定整備記録簿にはオーバーホールと記載をし、当該作業の工賃及び部品代を不正に請求した
- ・ 対象台数 145 台
- ・ 期間 2022年3月から2024年5月

2. 行政処分について

(1) 対象支店

弊社 札幌支店

(2) 行政処分の種類及び処分期間

- ・ 自動車特定整備事業：2024年12月9日から12月18日迄の10日間の事業停止
- ・ 指定自動車整備事業：2024年12月9日から12月28日迄の20日間の保安基準適合証等交付停止

3. お客様への対応

- ・ 対象のお客様には、個別にご連絡し 謝罪と再作業を進めております
- ・ 処分期間中は、既にご予約いただいているお客様にはご連絡のうえ、日程を調整いただくか、近隣支店への引継ぎ等の対応いたします

4. 発生要因及び再発防止策について

(1) 発生原因

- ・増加する仕事量に対して人員の増強、人的作業レベルが追い付いておらず、慢性的に高負荷な状況が続いていたこと
- ・会社として働き方改革推進に根差した残業時間削減を推奨していたこと
- ・従業員が先輩、上司に相談できる体制「声を上げる体制」作りができていなかったこと

(2) 再発防止策

- ・車検台数を含めた総整備目標台数の低減
- ・メカニック採用の拡大と軽微附带作業員の採用
- ・コミュニケーションをしっかりとることで、従業員が困りごとを素直に話せる体制作り
- ・スピークアップの重要性の教育を含め、コンプライアンス体制を再構築
- ・多能工化の推進による特定者への負荷の低減

今後は、全社を挙げて二度と不祥事を起こさない体制作りにも全力で取り組むと共に、失った信頼回復に向け全社で努めて参ります。

本件に関するお問い合わせ先

【お客様】 TEL：011-781-2124

【報道関係】 TEL：011-781-2121

※受付時間：9:00～17:30 当社休日を除く

以上